

# 高齢者の安心確保と 子ども・子育て支援の充実

児童虐待・DV防止対策等の推進について

福 祉 部

児 童 家 庭 課

# 目 次

## 【児童虐待・DV防止対策等の推進について】

I	児童虐待防止等の推進	
1	児童虐待防止対策の推進	3
2	社会的養育体制の強化	7
3	児童委員・主任児童委員活動の推進	11
II	女性支援・DV防止対策の推進	
1	困難女性への支援及びDV防止対策の推進	12
2	支援の必要性が高い妊産婦への支援	13
III	家庭福祉対策の推進	
1	子育てを応援する経済的支援	14
2	ひとり親家庭等自立支援の推進	15
	資料編	19

## I 児童虐待防止等の推進

### 1 児童虐待防止対策の推進

子どもの権利擁護と家庭養育優先の原則を具体化するため、虐待等により児童養護施設等に入所する児童の養育を支援。そして、複雑化・深刻化し、依然として増加傾向にある児童虐待相談に適切に対応するため、県こども家庭センター（児童相談所）や市町の家庭児童相談の支援体制を強化するとともに、児童虐待に対する県民意識を高め、速やかな相談・通告を促すこと等により、児童虐待防止対策を充実強化。

＜児童虐待相談受付・一時保護の状況（神戸市・明石市を含む）＞（単位：件）

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対前年度比※
児童相談所	8,308	8,816	9,412	9,101	9,429	103.6%
一時保護件数	1,408	1,387	1,338	1,308	1,346	102.9%
市 町	9,900	10,323	10,788	10,397	10,077	96.9%
合 計	18,208	19,139	20,200	19,498	19,506	100.0%

※ 対前年度比：R5年度/R4年度

#### (1) 県こども家庭センターの相談支援体制の強化（1,630,081千円）

##### ア 専門的な相談支援体制の強化

- (ア) 児童福祉司の配置（令和6年4月1日現在：県所管149人（児童福祉司任用前講習会又は資格取得講習会受講者20人を含む）うち専門職採用87人）
- (イ) 県こども家庭センター職員に対する経験年数（新任・中堅・指導職員等）、業務内容（職種・専門技術別）等に応じた系統的・体系的な職員研修を実施
- (ウ) 虐待リスクの適切な評価のもと、児童の家庭復帰を推進するほか、市町こども家庭センターと施設、市町との連携強化、施設入所児童等の訪問調査、児童家庭支援センターとの連絡調整のため「児童福祉対策推進員」を配置（各センター：計21人、令和2年度～）
- (エ) 対応困難なケース、重篤な被虐待児のケア、親指導等に的確に対応するため、「児童虐待等対応専門アドバイザー」を配置（弁護士25人、医師40人、学識者等81人）
- (オ) 法的対応強化のため、弁護士を定期的に配置（豊岡を除く各センター月2回・計12人、平成29年度～）

##### イ 子どもの安全確保の徹底

子どもの安全を第一に、県こども家庭センターと警察・検察との連携を強化。

- (ア) 特に危険を伴う一時保護や家庭復帰後の子どもの安全を確保するため、児童虐待事案に係る「県と県警の連携に関する協定」を締結（平成25年9月）
- (イ) 児童虐待への対応強化、県警察本部との連携強化を図るため、少年事件の経験を有する現職警察官を配置（計6人、令和2年度～（尼崎・加東は令和4年度～））

(ウ) 子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談に適切に対応するため、「安全確認指導員」(警察官OB)を配置(計7人、平成21年度～)

(エ) 神戸地方検察庁、県警本部、医療機関との連絡会議を実施(平成26年度～)  
(子どもの心理的負担等に配慮した検察・警察との協同面接(被害確認面接)の取組の試行・検討など)

#### ウ 「児童虐待防止24時間ホットライン」(専用電話相談)の設置

中央こども家庭センターに電話相談・通告に対応する電話相談員(児童福祉司任用有資格者)を配置し、夜間、休日の虐待相談・通告への受理体制を強化。(平成14年度～)

<24時間ホットライン通告内容別受付・対応状況(令和5年度)>(単位:件)

区分	経路				対応状況
	警察等	近隣知人	市町等	合計	一時保護(一時保護委託を含む)
養護	316(188)	381(345)	87(66)	784(599)	219(126)
性格行動	70	1	1	72	45
非行	56	0	0	56	45
合計	442(188)	382(345)	88(66)	912(599)	309(126)

※1 相談、関係機関等からの連絡件数は除く。神戸市・明石市分も除く

※2 ( )は虐待通告件数を内書き

#### エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

重大事案の検証のほか、市町の虐待予防に向けた取組等への技術的助言や提言を行う「児童虐待防止委員会」を設置。(平成13年度～)

※平成13年8月、尼崎市での小学1年男児の虐待死亡事件を機に設置

#### オ 虐待をした親等への家族再統合の支援

子どもの安全確保を最優先としつつ、虐待をした親等の養育力の向上、家族の再統合に向けた支援を実施。

保護した子どもの家庭復帰の適否等を評価・助言する第三者機関として、弁護士、医師、学識者等による「家庭復帰等評価委員会」を県独自に県の各こども家庭センターに設置(平成21年度～)

#### カ 子どもの権利擁護のための意見表明支援

子どもの権利擁護のため、一時保護や施設入所措置等に係る子どもから第三者への意見表明の申出があれば、兵庫県弁護士会に「意見表明支援員(弁護士)」の派遣を依頼し、子どもとの面接を実施。(令和3年度～)

<令和5年度実績> 48件(一時保護中児童35人、施設入所児童13人)

#### キ 児童虐待防止SNS相談事業

児童虐待の未然防止や早期発見の観点から全国どの地域においても、子どもや家庭からSNS相談ができるよう、国が開発した相談システムを活用し、SNS上で相談できる体制を構築。(令和5年2月～)

## ク 警察との児童虐待リアルタイム情報共有システム

子どもの安全確保を最優先に考え、虐待事案に速やかに漏れなく対応するため、県こども家庭センターが受理した虐待相談の全てを警察と全件共有するシステムを構築。（令和6年10月～）

## ケ 一時保護所の整備・検討

近年、児童虐待相談の増加に伴い一時保護件数が増加しているが、一時保護所が中央こども家庭センター1か所しかないため、一時保護委託件数も増加しており、一時保護所の定員数の確保等が課題となっている。

令和3年1月の「一時保護所のあり方検討部会」の報告を踏まえ、県内でも特に児童虐待相談件数、一時保護件数が多い阪神間に一時保護所を整備（旧川西こども家庭センター跡地。令和7年4月開設予定 2,731 m<sup>2</sup> RC3階建）するとともに、老朽化や家庭的環境整備への対応が急務となる現在の一時保護所（中央こども家庭センター含む）の移転整備等を検討。

<令和6年度>

川西こども家庭センター一時保護所の  
新築工事等を実施中。



## (2) 市町における相談援助体制の強化支援（79,619千円）

県では中核市による児童相談所設置を促し、尼崎市及び西宮市からは研修生を受入れている。

なお、尼崎市については、令和8年4月の児童相談所設置に向けて、国との事前協議を順次進めている。

### ア 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童家庭相談の第一義的な窓口である市町が中心となって、虐待の疑いのある子ども等に対して学校、保育所や地域での見守り、相談援助を行うことができるよう、市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」（※）（平成18年度、全市町で設置済）への技術的支援・助言を実施。

※ 協議会の構成機関（市町児童家庭相談担当課が事務局）

市町、県こども家庭センター、民生委員・児童委員、保育所・幼稚園、学校、警察、医療機関等

### イ 県・市町合同研修会の開催、市町職員等の資質向上支援

市町職員等の資質向上のため、困難な保護者対応等の専門研修、指導者研修（平成28年度～）、「児童福祉司任用資格取得講習会」（平成22年度～）を実施。

### ウ 新たな子育て家庭支援基盤整備の支援

改正児童福祉法施行により、市町こども家庭センターの設置や親子関係形成支援事業等に取り組む市町を支援。

<令和6年度主な実施事業>

- ・利用者支援事業（センター型）
- ・親子関係等形成支援事業

### (3) 児童虐待防止医療ネットワークの推進 (2,358千円)

地域の医療機関における児童虐待対応の体制整備を図るため、県立尼崎総合医療センターを中心に児童虐待対応ネットワークづくりを推進。

#### ア 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置

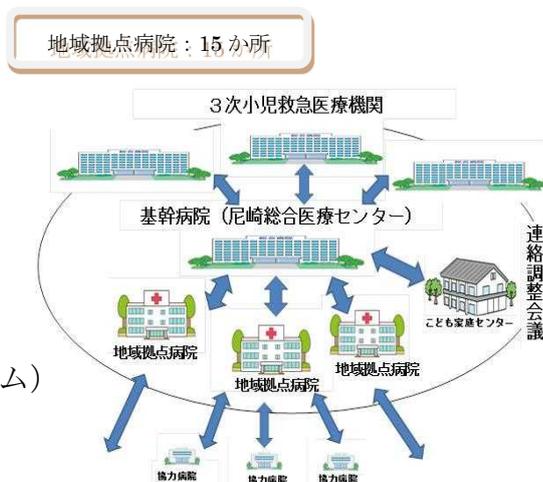
#### イ 保健医療従事者等への教育研修等の実施

<令和5年度実施数>

33回(参加延べ人数 674人)

<研修内容>

- ・児童福祉研修  
(児童福祉法、特別養子縁組)
- ・虐待被害児診察技術研修
- ・BEAMS (医療機関対象虐待対応プログラム)



### (4) 児童虐待防止に向けた地域との連携強化 (65,992千円)

#### ア 関係機関と連携した児童虐待防止の広報啓発 (オレンジリボンキャンペーン)

こども家庭庁が「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施する11月を中心に、県の児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボンはばたん」(平成25年度作成)を活用した広報啓発を展開。

(ア) 児童虐待防止に理解と熱意のある県内の団体、企業(「ひょうご児童虐待防止サポーター」と協働で、新聞広告やグッズによる啓発活動を実施。

<協賛団体・企業> 9団体・3企業 (R5実績)

団体：県保育協会、県私立幼稚園協会

県社会福祉士会、等

企業：アスタッフ(株)、楽天ヴィッセル神戸(株)

松本鋼機(株)



(イ) 若者への関心を高めるため、県内スポーツチームと協働し、試合会場で「オレンジリボンはばたん」を活用した啓発活動を実施することにより、児童虐待防止の関心が低い若年世代への啓発を実施。

<実施日> 令和6年11月(予定)

<場所> 県内スポーツチームが本拠地で開催する試合会場(予定)

<内容> 観戦者へのオレンジリボン啓発(予定)

#### イ 地域の児童委員・主任児童委員活動との連携強化

児童委員・主任児童委員による個別援助・見守り活動の強化(県民生委員児童委員連合会の協力のもと「ひょうごオレンジネット」(児童虐待防止活動)の推進)や「子育て応援ネット」によるSOSキャッチ活動を支援。

(5) 児童家庭支援センターの運営支援（72,051千円）

地域の児童・家庭福祉の向上を目的として設置された児童家庭支援センターの運営を支援（児童養護施設に附設）。地域で見守りが必要な子どもや家庭からの相談に応じ、継続的に指導を行う。

＜主な事業の内容＞

- ・市町の求めに応じ、技術的助言や援助の実施
- ・県こども家庭センターからの委託により、一時保護解除や施設退所後間もない子どもや家庭等への継続的指導の実施

＜県内の設置状況＞

所管	施設名	所在地	設置時期
県	すみれ	姫路市	H14.4
	キャンディ	尼崎市	H14.4
	すずらん	たつの市	H21.4
	虹の丘	加古川市	H21.6
	リボン	朝来市	H21.7
	子そだてサポートひかり	宝塚市	H23.4
神戸市	神戸真生塾 子ども家庭支援センター	神戸市	H17.4
	児童家庭支援センターしらゆり	神戸市	H28.4
	児童家庭支援センターおるおるステーション	神戸市	R2.3
	児童家庭支援センターはれるや御影	神戸市	R6.1
明石市	児童家庭支援センターかりん	明石市	R2.8

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）（13,408千円）

保護者が病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かることで、安心して子育てできる環境を整備。

2 社会的養育体制の強化

子どもが権利の主体であることを具現化し、家庭養育を優先するため、兵庫県社会的養育推進計画に基づき、児童養護施設等に入所、又は里親に委託する子どもに対する支援を充実強化。

(1) 児童養護施設入所等児童への支援（7,405,700千円）

児童養護施設等の運営を支援するとともに、施設退所児童への支援を行うことにより児童の自立を支援。

ア 被虐待児童等の自立支援を行う児童養護施設・乳児院の運営支援

＜施設数・定員（令和6年4月1日現在）＞

区分	県所管		神戸市所管		明石市所管	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
児童養護施設	19	752	13	545	1	30
地域小規模児童養護施設	7	41	0	0	0	0
乳児院	5	89	3	70	1	24

イ 入所の児童への学習支援

児童養護施設に大学院生等を学習補助ボランティアとして派遣し、子どもへの学習指導を行うことにより、子どもの基礎学力の向上を支援。

## ウ 児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト

児童養護施設や里親家庭等で育った子どもたちの自立を応援。

### (ア) 学校生活充実支援事業

- ・小学生の習い事や学習塾代への支援（施設等の小学生）
- ・高校生のクラブ活動費等の支援（施設等の高校生）

### (イ) 進学支援事業

- ・大学生との自然体験や語り合い等を通じて、進路選択の視野を広げる機会の提供（施設等の小～高校生）
- ・受験料や受験に係る交通費や宿泊費、高校既卒者への予備校代等の一部を助成するほか、進学後のオンライン授業に対応するための環境整備に要した経費の補助（施設等の高校生）

### (ウ) 高校生及び施設等退所児童の就業等支援事業

- ・就職相談セミナーや就職相談会、施設等退所後の生活に必要な諸手続等を学ぶセミナーの開催（施設等の高校生及び退所児童）
- ・就職活動に必要な経費等を助成（施設等の高校生及び退所児童）

## エ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業（平成 28 年度～）

児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者及び児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者に対して、安定した生活基盤を築き円滑な自立を支援するため、県社会福祉協議会において貸付。

貸付種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	施設等退所者又は里親等委託解除された者		施設等入所中又は里親等委託中の者、施設等退所者又は里親等委託解除された者
	①大学等在学者	①大学等在学者 ②就職している者	資格取得希望者
貸付期間	①大学等在学期間	①大学等在学期間 ②最長 2 年	
貸付額	月額 5 万円	家賃相当額 ※生活保護住宅扶助額を上限	25 万円以内
貸付利子	無利子		
返還免除条件	①大学等卒業後 1 年以内に就職し、かつ、5 年間就業を継続すること。 ② 5 年間就業を継続すること。		2 年間就業を継続すること。
貸付実績	17 件	29 件	24 件

※ 貸付実績は、令和 5 年度末までの累計

※ 申請時期を退所時に限定せず、退所後 5 年まで延長し、退所後の状況変化にも対応

## オ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）への支援

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する自立援助ホームの運営を支援。

<設置数（自立援助ホーム I 型）> 県 5 か所、神戸市 1 か所、明石市 2 か所

## カ ケアラーバー（社会的養護経験者）への支援

児童養護施設等の退所後も自立に向けた総合的な支援策を推進することで、社会的養護の子どもたちが安心して自立生活できる環境を整備。

### (ア) ケアラーバーの専門相談窓口の開設

- ・ケアラーバーの孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流の場として令和6年4月に「ひょうご自立支援相談・交流拠点」を開設。必要な情報の提供、相談・助言等を実施

### (イ) ケアラーバー応援企業拡大プロジェクト

- ・ケアラーバーの応援企業を増やすため、企業向け研修会の開催や認定制度の創設、企業表彰などを実施

## キ 児童の認知機能の強化

児童養護施設職員の対応能力向上や、児童の認知機能向上のため研修等を実施。

### (ア) 児童養護施設の対応力向上研修

- ・対象者 児童養護施設従事者
- ・研修内容 児童養護施設内での発達に特性を持つ児童への支援方法等

### (イ) 認知機能向上に向けたトレーニングの支援

- ・補助対象 児童養護施設
- ・対象経費 認知トレーニングに必要な学習教材、運動トレーニング器具、講師派遣費等
- ・補助基準額 25,000円(対象児童1人あたり)

## (2) 児童養護施設等の施設整備への支援(60,267千円)

県所管の児童養護施設、乳児院等が実施する、小規模化（小規模グループケア、分園等）、高機能化、多機能化等を進めるための整備工事や施設の拡張工事に係る費用の一部を支援。

<令和6年度整備計画> 乳児院 1か所（姫路市）

## (3) 里親制度の推進（22,563千円）

家庭での養育が困難な子どもを受け入れて養育する里親を支援するとともに、里親委託を促進。

<里親委託の推移> (各年度3月31日現在)

(単位：組・人)

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録里親数	403	433	478	515	546
受託里親数	134	140	145	156	158
委託児童数	224	224	230	236	238

(参考) 令和6年4月1日現在 神戸市：登録里親178組、受託里親45組、委託児童58人  
明石市：登録里親79組、受託里親18組、委託児童24人

<里親等委託率の状況> (各年度3月31日現在)

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
県委託率	21.1%	22.6%	23.4%	25.1%	26.2%
国委託率	21.5%	22.8%	23.5%	—	—

**ア 里親支援センターの開設**

改正児童福祉法に基づき創設される、里親開拓から自立支援まで包括的に支援を行う里親支援センターを順次設置し、運営を支援。

- <業務内容> ① 里親制度等普及促進・リクルート業務  
② 里親等研修・トレーニング業務  
③ 里親等委託推進事業  
④ 里親等養育支援事業  
⑤ 里親等委託児童自立支援事業

<設置状況> 4カ所設置済(西宮、川西、姫路、豊岡こども家庭センター管内)

**イ 里親支援センターの開設準備支援**

センター開設に向けた開設準備経費を委託予定法人に補助。

<実施か所数> 2カ所(川西、姫路こども家庭センター管内)

<対象経費> 準備期間の人件費、備品(机、椅子、パソコン) 等

<補助率> 定額

<補助上限額> 8,000千円/カ所

**ウ (公社) 家庭養護促進協会による全県フォスタリング業務の推進**

○リクルート(里親新規開拓)

- ・新聞掲載、ラジオ等でのキャンペーン「愛の手運動」を実施

○研修・トレーニング

- ・基礎研修(6回実施/参加者141人)
- ・登録前研修(4回実施/参加者139人)
- ・更新研修(4回実施/参加者159人)
- ・未委託里親トレーニング(2回実施/参加者45人)

○マッチング

- ・週末(季節)里親事業
- ・里親・養子縁組相談支援事業

○委託後支援・交流

- ・里親サロン、里親家庭ファミリーキャンプ 等

## エ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営支援

養育里親経験者等が養育者となり、自宅で児童（定員6人）を受け入れ、生活習慣や豊かな人間性や社会性を養い、児童の自立を支援。

<設置数> 22か所（令和6年4月1日現在）

（設置数内訳）

県 15か所（西宮市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、三木市(2)、  
宍粟市、姫路市(4)、洲本市、淡路市、神河町）

神戸市 6か所

明石市 1か所

## (4) 社会的養育推進計画の改定（419千円）

改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援強化が規定されたことに伴い、社会的養育推進計画（令和2～11年度）の必要な見直しを進める。

## (5) 県立明石学園、県立清水が丘学園における児童の自立支援（458,359千円）

### ア 明石学園（児童自立支援施設）の運営

不良行為をした児童（おそれのある児童を含む）など生活指導等を要する児童を入所させ、「小舎夫婦制」による寮舎運営により、家庭的な雰囲気の中で指導を行い、自立を支援。

<措置児童数の状況（令和6年4月1日現在）> (単位：人)

窃盗	恐喝 暴力	家出 浮浪	性的 非行	親子関係 不良	金品 持出	施設 不適応	その他	合計
4	3	1	8	4	1	10	6	37

### イ 清水が丘学園（児童心理治療施設）の運営

家庭環境や学校での人間関係等が原因となって、社会生活への適応が困難となった児童を入所・通所させ、心理治療等を通じて児童の自立を支援。

<措置児童数（令和6年4月1日現在）> 入所31人、通所6人

## 3 児童委員・主任児童委員活動の推進（144,549円）

地域における児童福祉活動の中心的な担い手として、子育て家庭への身近な相談や支援を行う児童委員・主任児童委員の活動を推進（令和4年12月一斉改選）。

<現 員 数> 児童委員 8,920人、主任児童委員 717人

（令和6年4月1日現在 政令市・中核市を含む）

<活動費用弁償> 児童委員1人あたり年額30,100円（市町に補助）

<委員の活動内容> ・地域住民からの子育てや家庭問題等の相談  
・「ひょうごオレンジネット」（児童虐待防止活動）の推進等

## II 女性支援・DV防止対策の推進

### 1 困難女性への支援及びDV防止対策の推進（228,121千円）

「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」（計画期間 令和6～10年度）及び「兵庫県DV防止・被害者保護計画」（計画期間 平成31～令和5年度）に基づき、女性家庭センターをはじめ、庁内関係部局、県警本部、市町、民間団体、関係施設等の密接な連携により、相談、一時保護、自立支援、専門人材の育成を推進。

＜DV相談・一時保護等の状況＞

（単位：件）

区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	対前年度比
女性家庭センターDV相談	776	816	684	647	747	115.5%
うち一時保護	106	85	81	68	61	89.7%
市町	12,304	14,029	12,805	12,309	11,709	95.1%
県関係機関 (県警・県こども家庭センター等)	6,091	6,085	6,497	6,496	6,966	107.2%
計	19,171	20,930	19,986	19,452	19,422	99.8%

（参考）女性家庭センターの相談総件数 R5年度：2,783件

※対前年度比：R5年度/R4年度

#### (1) 相談支援の強化充実

- ・女性家庭センターに「悩みのほっとライン」を設置  
（毎日9:00～21:00／緊急時は24時間対応）
- ・DV法律相談の実施
- ・困難な問題を抱える女性等が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談体制を導入（令和6年12月から実施予定）
- ・市町配偶者暴力相談支援センターの設置を促進（18市町設置済）
- ・市町、専門機関、NPO・民間団体の支援者に対して研修を実施（専門研修、DV相談基礎研修、DV相談応用研修、テーマ別実務者研修等）

#### (2) 安全確保対策

- ・女性家庭センターにおける一時保護のほか、休日・深夜等の緊急時に迅速に対応するため県内外の民間シェルターや女性自立支援施設、社会福祉施設に一時保護委託を実施。
- ＜令和5年度実績＞27件（委託契約施設数30か所(NPO、社会福祉施設等)
- ・民間支援団体が運営するシェルターの活動を支援  
（家賃補助や、シェルター入所者及び同伴児のサポート事業に対する支援）
- ・民間シェルター新規開設に必要な初度備品購入経費、シェルター借り上げ経費の一部を支援

#### (3) 支援体制の確立

- ・民間支援団体と連携したDV被害者相談や自立支援を行う支援拠点を設置
- ・県営住宅や民間マンションを活用した一時入居住宅（ステップハウス）を設置
- ・DV証明書の発行を受けた者に対して県市町公営住宅における優先入居を実施
- ・女性家庭センター、女性自立支援施設、民間シェルターにおける同伴児への支援（こころのケア、学習支援等）
- ・民間支援団体が遠方の被支援者に対してオンライン相談を行う体制を確保（令和6年度実施予定）

#### (4) 関係機関・民間機関との連携・協働

- ・ ひょうごDV被害者支援連絡会（HYVIS）との意見交換を実施
- ・ 困難女性支援法に基づく支援調整会議（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）を設置
- ・ 民間支援団体が遠方の被支援者に対してオンライン相談を行う体制を確保（令和6年度実施予定）【再掲】
- ・ 困難女性の支援を行う民間支援団体の設立に係る経費の一部を支援（令和6年度実施予定）

#### (5) 教育・啓発の推進等

- ・ NPOとの協働による DV防止出前講座及びデートDV防止等出前講座を実施

## 2 支援の必要性が高い妊産婦への支援（40,300千円）

### (1) 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業（35,000千円）

予期せぬ妊娠など支援の必要性が高い妊産婦を受入れる場所を確保し、関係機関が連携して策定した自立支援計画に基づき、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅をステップハウスとして見守りを行うなどの支援を実施。

<委託事業者> 公益社団法人小さないのちのドア

<就業支援> 兵庫県社会福祉法人経営者協議会との協定に基づく就労支援

### (2) 課題を抱える妊産婦支援プロジェクト（5,300千円）

ふるさとひょうご寄附金を活用し、課題を抱える妊産婦が実家のような頼れる居場所に出会い、安心して出産でき、自立や夢が実現できるよう応援プロジェクトを展開。

<内 容>

- ・ 出産準備支援事業（出産育児一時金の超過負担分を支援）
- ・ 資格取得支援事業（各種資格取得等に要する経費を支援）
- ・ 自立準備支援事業（自立に必要な生活必需品購入費を支援）
- ・ 妊産婦ホストファミリー（週末里親型）の運営

### Ⅲ 家庭福祉対策の推進

#### 1 子育てを応援する経済的支援

##### (1) 児童手当の支給（11,278,319千円）〈県所管：全市町〉

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するための手当を支給。

令和6年10月分より抜本的拡充。

<支給対象児童>

(拡充前) 中学校修了まで(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

(拡充後) 高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)

<手当額>

(拡充前)

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円
特例給付(所得制限限度額～所得上限限度額)		月額 5,000円

(拡充後)

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上高校生年代	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

<所得制限限度額>

(拡充前)

基準額 年収960万円(夫婦、児童2人)以上の場合は特例給付として支給。

(拡充後)

所得制限なし

<所得上限限度額>

(拡充前)

基準額 年収1,200万円(夫婦、児童2人)以上の場合は特例給付を廃止(資格喪失)。

(拡充後)

所得制限なし

<実施主体> 市町(公務員については各所属)

##### (2) 特別児童扶養手当の支給(事務費21,354千円)

〈県所管：政令市除く。事業費は国から市町へ直接交付〉

20歳未満の身体又は精神に重度若しくは中度の障害のある児童を養育する父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している者に手当を支給。

<手当額> 1級(重度) 月額55,350円、

2級(中度) 月額36,860円(令和6年4月～)

<令和5年度支給実績> (単位：人)

支給対象児童数 (R6.3月末)		
1級	2級	合計
4,375 (3,243)	11,713 (8,150)	16,088 (11,393)

※ ( ) は県所管(神戸市以外)分

## 2 ひとり親家庭等自立支援の推進

ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、改定された「兵庫県ひとり親自立促進計画」(令和2～6年度)に基づき、児童扶養手当や自立支援給付金の支給、母子・父子自立支援員による相談等を実施。

### (1) 児童扶養手当の支給(684,605千円)〈県所管：郡部〉

ひとり親家庭の保護者に手当を支給。令和6年11月分から拡充。

<手当額>(令和6年4月～)

(単位：月額 円)

区分	第1子		第2子加算		第3子加算	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
支給額	45,500	45,490～ 10,740	10,750	10,740～ 5,380	6,450	6,440～ 3,230

※令和6年11月分から、第3子以降加算額が第2子加算額と同額に拡充。

※令和6年11月分から、所得制限限度額が全部支給は200千円、一部支給は160千円引き上げ。

<所得制限限度額表>(令和6年11月～)※下段は拡充前

(単位：千円)

扶養親族等の数(人)	受給資格者本人				孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入ベース	所得ベース
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース		
0	1,420 (1,220)	690 (490)	3,343 (3,114)	2,080 (1,920)	3,725 (3,725)	2,360 (2,360)
1	1,900 (1,600)	1,070 (870)	3,850 (3,650)	2,460 (2,300)	4,200 (4,200)	2,740 (2,740)
2	2,443 (2,157)	1,450 (1,250)	4,325 (4,125)	2,840 (2,680)	4,675 (4,675)	3,120 (3,120)
3	2,986 (2,700)	1,830 (1,630)	4,800 (4,600)	3,220 (3,060)	5,150 (5,150)	3,500 (3,500)
4	3,529 (3,243)	2,210 (2,010)	5,275 (5,075)	3,600 (3,440)	5,625 (5,625)	3,880 (3,880)
5	4,013 (3,763)	2,590 (2,390)	5,750 (5,550)	3,980 (3,820)	6,100 (6,100)	4,260 (4,260)

<令和5年度支給実績>受給者数33,474人(うち県所管(郡部)1,312人)(R6.3月末)

### (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付(320,757千円)〈県所管：政令市・中核市除く〉

経済的自立の支援と生活の向上を図るため、修学資金等を貸付。

〔貸付金種類〕
事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金 (計12種類)
〔貸付条件等〕
・利 子：無利子又は年利1.0% (貸付金の種類、保証人の有無により異なる)
・償還方法：一定の据置期間の後3～20年 (貸付金の種類によって異なる)

＜令和5年度貸付実績＞

(単位:件、千円)

区分	修学	技能習得	修業	生活	医療介護	住宅	転宅	就学支度	合計
件数	281 (204)	11 (5)	2 (1)	8 (6)	0 (0)	1 (1)	10 (0)	52 (25)	365 (242)
貸付金額	211,649 (150,684)	8,176 (3,960)	424 (220)	4,926 (3,570)	0 (0)	1,500 (1,500)	1,956 (0)	18,003 (7,541)	246,634 (167,475)

※ ( ) は県所管(政令市、中核市以外)分

(3) ひとり親家庭就業支援事業 (32,369千円)

ア 高等職業訓練促進給付金の支給 (県所管:郡部)

母親(父親)の就職、生活安定に資する資格取得を促進するため、修学中の一定期間について給付金(生活費の補助)を支給。令和6年8月から拡充。

＜対象者＞ 児童扶養手当受給者等

※令和6年8月から児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とするよう拡充。

＜対象資格＞ 修学期間6ヶ月以上の資格、通信講座も可

＜支給期間＞ 4年上限(法令等で定められている修学期間)

＜支給額＞ 住民税非課税世帯 100千円/月(最終1年間は140千円)

住民税課税世帯 70.5千円/月(最終1年間は110.5千円)

＜令和5年度支給実績＞ 受給者 378人、支給額 359,955千円

(うち県所管《郡部》受給者 17人、支給額 17,811千円)

イ 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (県所管:政令市以外)

【訓練促進資金】(平成28年度～)

高等職業訓練促進給付金による修学を容易にするため、入学準備金や就職準備金を県社会福祉協議会において貸付。令和6年8月から拡充。

＜対象者＞ 児童扶養手当受給者等(高等職業訓練促進給付金の支給対象者)

※令和6年8月から児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とするよう拡充。

＜貸付額＞ 入学準備金 500,000円以内、就職準備金 200,000円以内

＜償還免除＞ 養成機関卒業後1年以内に資格を活かして就職し、5年間従事

＜令和5年度貸付実績＞ 貸付者 42人、貸付額 12,097千円

(うち県所管《神戸市以外》貸付者 30人、貸付額 9,097千円)

【住宅支援資金】(令和3年度～)

ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を県社会福祉協議会において無利子で貸付。令和6年8月から拡充。

＜対象者＞ 児童扶養手当受給者等

※令和6年8月から児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とするよう拡充。

＜貸付額＞ 12か月の範囲内で上限4万円/月

＜償還免除＞ 安定的な就労につながり、1年間就労を継続

＜令和5年度貸付実績＞ 貸付者 615人、貸付額 70,850千円

(うち県所管《神戸市以外》貸付者 602人、貸付額 65,652千円)

#### ウ 自立支援教育訓練給付金の支給〈県所管：郡部〉

母親（父親）の主体的な職業能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部を支給。令和6年8月から拡充。

〈対象者〉 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等の受けている者(対象者を児童扶養手当受給相当所得としていた所得要件を撤廃※)※令和6年8月～

※ 令和元年度から高等職業訓練促進給付金との併給可。

〈支給額〉 教育訓練給付（雇用保険法）

受給資格無：受講費用の60%(上限20万円)

(専門実践教育訓練給付対象講座は、教育訓練終了後、1年以内に資格取得し、就職した場合は受講費用の25%(上限20万円×修業年数)を追加支給)

受給資格有：受講費用の60%と教育訓練給付金の差額(上限20万円)

(追加支給分は受給資格無の場合の額と教育訓練給付金の差額)

※専門実践教育訓練給付対象講座：上限40万円×修業年数

〈令和5年度支給実績〉 受給者 112人、支給額 20,670千円

(うち県所管《郡部》受給者 5人、支給額 1,298千円)

#### エ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給〈県所管：郡部〉

母親（父親）及びその児童のより良い就職、転職を可能にし、正規雇用へつなげるため、高等学校卒業程度認定試験（文部科学省実施）合格のための講座（通信講座含む）の受講者に受講料の一部を支給。令和6年8月から拡充。

〈対象者〉 ひとり親家庭の親及びその児童で自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等の受けている者(所得要件を撤廃)

〈支給額〉

通信制の場合

① 受講開始時：受講費用の40%（上限10万円）

② 受講修了時：受講費用の10%（①+②の上限12万5千円）

③ 合格時：受講費用の10%（①+②+③の上限15万円）

通学又は通学及び通信併用の場合

① 受講開始時：受講費用の40%（上限20万円）

② 受講修了時：受講費用の10%（①+②の上限25万円）

③ 合格時：受講費用の10%（①+②+③の上限30万円）

(受講修了日から2年以内に高卒認定試験に全科目合格の場合)

#### (4) 母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般、就業、貸付金、その他自立に必要な相談・指導を実施。

〈配置状況〉 郡部所管の県健康福祉事務所及び各市に配置

＜令和5年度相談取扱状況＞

(単位：件)

相談件数	内 容 別 内 訳			
	生活一般	児 童	経済的支援	その他
15,417 (611)	6,624 (243)	1,797 (34)	6,784 (316)	212 (18)

※政令市、中核市除く

※（ ）は県所管(郡部)分

(5) ひとり親家庭等特別相談事業の実施 (2,656 千円)

〈県所管：政令市、中核市除く〉

ひとり親家庭及び寡婦に対し、弁護士による専門的な法律相談を実施。

＜相談方法＞常設相談 : 弁護士事務所での面接や電話による相談(随時)

オンライン相談：福祉事務所等においてオンラインで行う相談

(年12回)

＜令和5年度相談取扱状況＞

(単位：件)

相談件数	内 容 別 内 訳				
	離婚、慰謝料 養育費、認知等	財産相続 財産処分	土地、金銭貸 借等	損害賠償、 交通事故	その他
43	38	5	0	0	0

(6) 母子・寡婦福祉大会の開催 (460 千円)

県内の母子、寡婦が一堂に集い、助け合いながら家庭づくりに努めることを誓うとともに、県民への理解を深めるための福祉大会を開催。

＜開催日＞ 令和6年11月2日(土)(予定)

＜場 所＞ 兵庫県看護協会ハーモニーホール

(7) 母子・父子自立支援プログラム策定員による自立支援 (14,806 千円)

児童扶養手当受給者を対象に、個々の家庭の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立・就業に向けた取組を支援。

＜令和5年度策定実績＞ 15件

(8) 母子・父子自立支援員スキルアップ研修事業 (561 千円)

ひとり親家庭の親の身近な相談窓口となる母子・父子自立支援員に対して、就労支援の他、離婚前後に直面する慰謝料、養育費、面会交流等に係る支援について研修会(年6テーマ)を開催。

(9) 養育費履行確保等支援事業 (1,100 千円)

養育費の履行確保を支援するために、公正証書作成費等を補助するとともに、継続した養育費支払いの履行確保を図るために、養育費保証契約の初回保証料を補助。

＜対 象 者＞ 郡部に居住する離婚を考える父母及び離婚後のひとり親

※20歳未満の子を養育する者。

＜支 給 額＞ 公正証書作成等にかかった経費の実費(上限：30千円)

保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回保証料

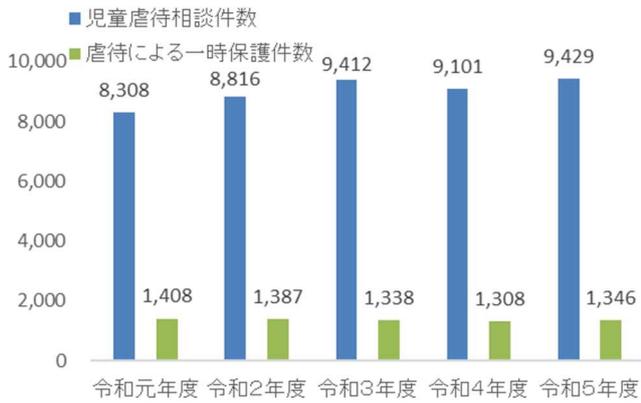
(上限：50千円)

＜令和5年度支給実績＞ 受給者 6人、支給額 82千円 ※県所管〈郡部〉分

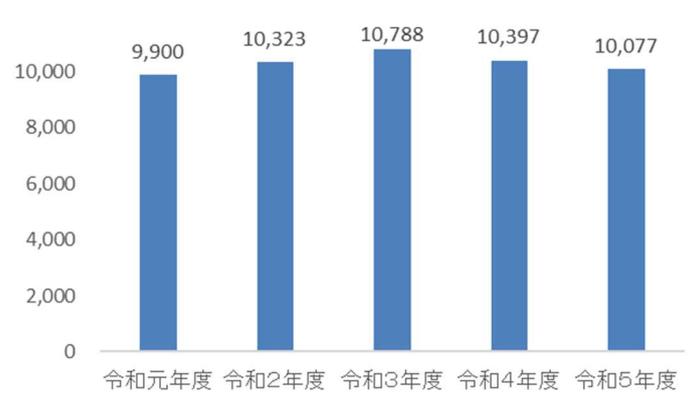
## ■資料編

### <こども家庭センター（神戸市・明石市含む）の児童虐待相談状況>

(1) 児童虐待相談件数・一時保護件数の推移



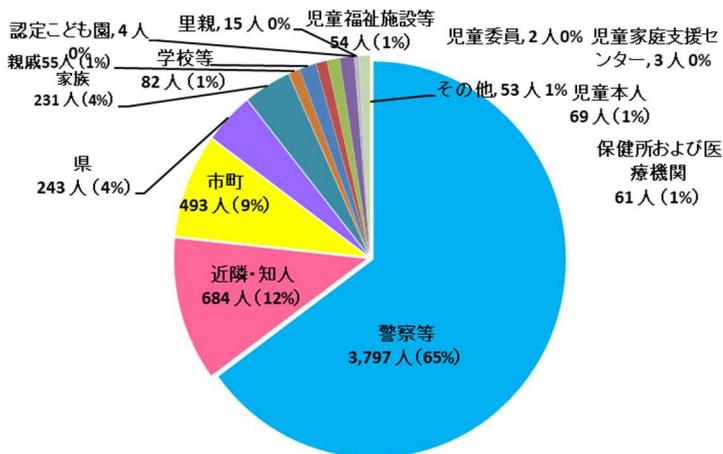
(2) 市町の虐待相談件数の推移



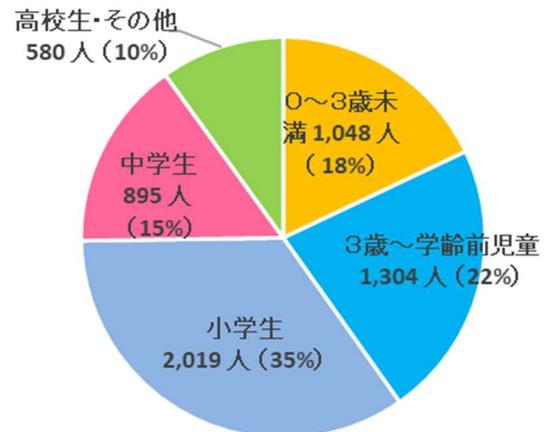
### <県こども家庭センターの虐待相談状況等>

(1) 虐待相談状況（令和5年度実績）

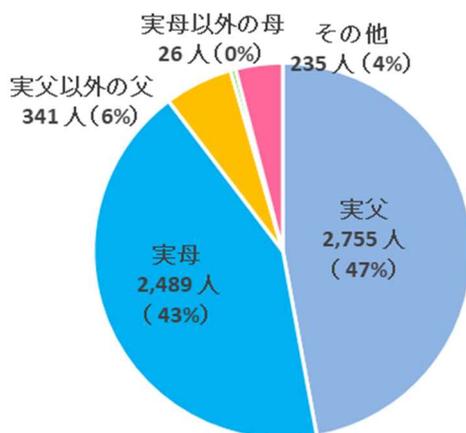
<相談経路>



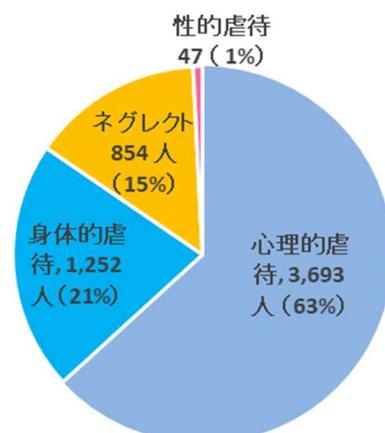
<被虐待児の年齢>



<主な虐待者>



<虐待種別>



(2) 一時保護の状況

ア 一時保護所利用状況(令和5年度)

(単位:人)

入所児童数		延人員		1日平均在所人員	1日平均在所日数
	うち虐待		うち虐待		
453(25)	159(6)	11,213(1,156)	5,135(287)	30.7	24.8

(注)( )は、令和4年度からの繰り越し件数を内書き

イ 一時保護委託状況(令和5年度)

(単位:人)

警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計	うち虐待
341(412)	161(6,467)	585(14,783)	341(6,647)	315(12,120)	1,743(40,429)	648(18,394)

(注1) 令和4年度からの継続分を含む

(注2)( )内は委託延日数

ウ 一時保護委託年次推移

(単位:人)

年度	警察	乳児院	児童養護施設	里親	その他	計
令和元年	239	129	483	297	210	1,358
令和2年	187	112	427	203	141	1,070
令和3年	239	96	489	235	210	1,269
令和4年	270	126	429	274	281	1,380
令和5年	341	161	585	341	315	1,743